

新年のごあいさつ

支部会長

関 田 昌 樹



平成31年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

旧年中、会員事務組合の皆様におかれましては、支部事業へのご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございました。また、行政機関、関係団体の皆様には、日頃のご指導、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

平成時代は4月30日で終わりを迎え、5月からは新元号になります。その元号発表は4月1日に決定されましたが、今後は西暦で物事を進めていかないと色々な点で混乱しそうです。

昨年、日本列島は、北陸での豪雪、北海道胆振東部や大阪北部での地震、西日本豪雨、そして全国的な記録的猛暑といった自然災害の脅威にさらされ、世相を表す漢字として「災」が選ばれた年でした。他方、2月～3月に行われた平昌冬季オリンピックで13個、パラリンピックで10個のメダルを日本選手は獲得して、国民に大きな感動と勇気を与えてくれました。

労働関係では、懸案の働き方改革関連法が成立し、今年から多くの改革が始まります。ご承知の通りですが、中小企業における改正法の主な項目は、①時間外労働の上限についてこれまでの限度基準が労基法の本則となったこと、②月間60時間超の時間外労働の割増についての中小企業への猶予措置が廃止されること、③年次有給休暇について、年間5日以上の取得が事業主に義務付けられたこと、④裁量労働や管理監督者に対しても労働時間を客観的に把握すること、⑤パート・有期・派遣労働者と正規労働者との不合理な待遇格差の禁止に関し、均衡・均等に

関するルールが明確化されること、その他、諸々の改革が求められて行くことになります。なお、それぞれの施行時期は、①2020年4月、②2023年4月、③および④2019年4月、⑤2021年4月となります。

その他、年末に成立した入管法の改正によって、今年4月から新たな在留資格として「特定技能1号・2号」が新設され、それによる外国人労働者の受け入れを今後5年で最大34万人を見込むとされています。現制度での「技能実習生」が事実上の単純労働者として使用されている現状がある中で、人手不足解消のため更なる仕組みを無理やりスタートすることで、職場が混乱することが懸念されます。さらに、10月からは延期され続けてきた消費税が10%になります。そこには食料品等の8%据え置き税率が混在し、加えて2020年東京五輪までの限定で、消費の冷え込み防止とキャッシュレス化促進のための2～5%ポイント還元という対策まで検討されています。こちらは、国民と企業全体が混乱する懸念があるように思えます。食品を取り扱う中小のスーパーマーケット等は新たなPOS端末の導入をはじめ、キャッシュレス決済にも対応しなければならなくなるわけで、多額の費用が発生して経営を圧迫することになります。

多くの制度改革が目白押しの1年がスタートいたしますが、労働保険事務組合は、労働保険制度の健全な運営に寄与するという基本的な業務のみならず、これらの重要な労働に関連する制度改革の情報提供等についても、できる限りの役割を果たして行くことが必要になって行くものと考えております。神奈川支部といたしましても、会員と委託事業所のため、これらのことを念頭に置きつつ各種事業を推進してまいりますので、引き続き、ご協力を賜りますようお願い申し上げますと共に、皆様のご活躍を祈念申し上げ、新年のごあいさつとさせていただきます。

